**（仮称）刈谷駅地域交流拠点施設設計施工業務委託**

**公募型プロポーザル**

**業務仕様書**

**令和７年４月（仮称）刈谷駅地域交流拠点施設設計施工業務委託公募型プロポーザル**

**業務仕様書**

**１　業務仕様書の位置づけ**

（仮称）刈谷駅地域交流拠点施設設計施工業務委託公募型プロポーザル業務仕様書は、（仮称）刈谷駅地域交流拠点施設設計施工業務（以下「本業務」という。）において、刈谷市（以下「本市」という。）が要求する施工水準を示すとともに、本業務の公募型プロポーザルに参加する者等の提案に対して具体的な指針を示すものである。

**２　業務内容**

（１）業務名称

（仮称）刈谷駅地域交流拠点施設設計施工業務

（２）業務概要

本業務は以下に掲げる業務を行う。

ア　事前調査業務

イ　変更設計業務

ウ　内装工事業務

エ　工事監理業務

オ　上記の関連業務

（３）業務の範囲

ア　事前調査業務

Ａ　電気、通信等に関わる関連機関との協議、隣接店舗との工期等調整

Ｂ　その他事業に必要となる調査

イ　変更設計業務

Ａ　施設の内装変更設計（元設計は、別紙２参照）

Ｂ　電気設備、通信設備、消防設備等、施設の運営に必要なすべての設備変更設計

ウ　内装工事業務

Ａ　施設の内装工事

Ｂ　電気設備、通信設備、消防設備等、施設の運営に必要なすべての設備工事

エ　工事監理業務

Ａ　上記ウで行う工事の監理

オ　上記の関連業務

Ａ　事業に伴う各種申請等の手続業務（申請等に伴う手数料等を含む）

Ｂ　デザインパース図の制作（３～４パターン）

Ｃ　図面の作製

Ｄ　シティプロモーションコンテンツの制作（本市の市政情報や観光情報等を発信する展示物等の制作）

Ｅ　事前調査

Ｆ　ＪＲ東海、名鉄、刈谷駅南北連絡通路管理者、隣接店舗等関係機関との調整

（４）事業用地

ア　敷地概要

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 刈谷市南桜町（別紙３参照） |
| 対象床面積 | 約34㎡ |
| 用途地域 | 商業地域 |
| 容積率 | 400％（都市計画法） |
| 建ぺい率 | 80％ （都市計画法） |

イ　工事施工に伴う工事車両及び工事用材料等の置場

施工業者にて必要な置場を独自で確保すること。

**３　事業に関する方針及び要求水準**

（１）基本方針

本市では、刈谷駅南北連絡通路（以下「ウイングデッキ」という。）名古屋方に新設された床の一部をＪＲ東海から無償で借り受け、（仮称）刈谷駅地域交流拠点施設（以下「カリココプラス」という。）として整備する。カリココプラスは本市の玄関口である刈谷駅において市民や来街者にシティプロモーションができる施設として整備し、本市及び刈谷駅周辺施設等の情報発信の拠点とする。

（２）整備方針

ア　市民や来街者に対するシティプロモーションの拠点

Ａ　本市の市政情報や観光情報等が効果的に発信できる施設とすること。

Ｂ　効果的な情報発信に向けたツールとして、本市で令和６年度に開催した「ＱＲコード活用検討会」で取りまとめた案（別紙４参照）の中から少なくとも１つを採用し、ＱＲコードを用いたオブジェや案内表示等の設置を検討すること。

Ｃ　名古屋方の壁面は本市の観光等の案内として活用するほか、市内の企業、商店街、学校等に貸し出すことのできる紹介ブースとしての活用を検討すると共に、本市の魅力を発信する展示物等を制作すること。ただし、デジタルサイネージを組み合わせた提案があった場合、デジタルサイネージ設置の要否や放映コンテンツの内容について、本市で検討中のウイングデッキＤＸと合わせて検討するものとする。

Ｄ　元設計時点で設置を予定していた、ウイングデッキ沿いのデジタルサイネージについては本業務では設置しないものとする。

イ　待合、休憩スポット

Ａ　待ち合わせや休憩スポットとして利用できるように、ベンチや椅子を設置すること。

Ｂ　隣接店舗の利用者もそうでない人も誰もが利用しやすい施設とすること。

ウ　安全で安心な施設

Ａ　利用者に対する事故や防犯面からの安全性が確保された施設とすること。

Ｂ　４ｍ×４ｍの空間については、夜間はウイングデッキ側から閉鎖できるようにすること。

**４　計画概要**

（１）機能仕様概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **項　目** | **機　能　・　仕　様** |
| Ａ 付帯設備 | Ａ０１　照明設備 | ・ＬＥＤ等地球環境に配慮した灯具とすること。  ・点灯、消灯、全点灯、減点灯をタイマー等で制御できること。  ・周辺環境に配慮した灯具とすること。 |
| Ａ０２　消防設備 | ・建築基準法、消防法等関係法令の基準以上とすること。  ・換気扇や窓等既設設備は保持すること。 |
| Ａ０３　シャッター | ・元設計の位置を保持し、グリルシャッター等ウイングデッキから施設内が見通せる仕様とすること。 |
| Ａ０４　掃除道具入れ | ・モップ等を収納する掃除道具入れを設置すること。  ・ベンチやテーブル等の下に設置するなど、目立たないデザインとすること。 |
| Ｂ 内装 | Ｂ０１　内装材 | ・天井材は準不燃材又は不燃材とすること。  ・壁材は不燃材とすること。  ・床材は耐久性及び防滑性に優れた材料とすること。 |
| Ｂ０２　デザイン | ・内装デザイン及び色彩については、利用者や通行者が親しみを持てるものにすること。  ・隣接店舗との間に利用者の導線を分ける物理的な境界はなく、利用者が自由に行き来できるようにすること。  ・天井、壁、床材の具体的な指定はないが、隣接店舗と調和の取れたデザインとすること。（隣接店舗のデザイン仕様に関する資料は限定的な公開とする。閲覧についてはまちづくり推進課に相談すること。） |
| Ｃ 情報発信 | Ｃ０１　情報発信コンテンツ | ・「３（２）ア　市民や来街者に対するシティプロモーションの拠点」の要件に合ったコンテンツとすること。  ・ランニングコストを最小限にできるよう、本市職員で更新ができる仕様にすること。 |
| Ｄ その他 | Ｄ０１　看板サイン | ・各種誘導（注意）板、その他を設け、利用者にわかりやすく機能的であるものにすること。  ・隣接店舗の利用の有無を問わず、誰でも利用しやすくなるような表示を入れること。 |

（２）施設整備スケジュール

以下は予定であり、具体的な時期は関係者と調整の上決定する。

ア　施工準備（デザイン検討、変更設計、準備工）

令和７年７月～１１月頃

イ　内装工事

令和７年１２月頃

ウ　オープン

令和８年１月頃

（３）費用負担

別紙５参照

**５　設計業務及び内装工事業務に関する事項**

（１）業務に関する事項

ア　業務全般

Ａ　受注者は、監督職員と十分な打合せを行い、変更設計を行う。

Ｂ　監督職員は、変更設計が提案内容及び要求水準に適合するか否かの確認を行い、その結果、条件を満たしていない場合は設計変更を求めることができる。

Ｃ　受注者は、進捗状況に応じて監督職員に設計図書等を提出する等の中間報告を行い、承認を得なければならない。

Ｄ　受注者は、設計段階より駅利用者に対しての配慮を行うものとする。

Ｅ　受注者は、その他本業務を実施する上で必要な業務を行う。

イ　設計図書

Ａ　受注者は、次表に掲げる設計図書等がそれぞれ完成した時点で監督職員に提出し、市の承認を受けるものとする。なお、設計図、竣工図はＣＡＤ作成とし、ｄｘｆ形式とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **成果品** | **部数** | **サイズ** | **電子記録媒体（ＣＤ）** |
|
|
| 打合せ記録簿 | １部 | Ａ４版 | ○ |
| デザインパース | １式 | Ａ３版 | 〇 |
| 設計基準による設計図（製本図） | １部 | Ａ１又はＡ２版 | ○ |
| 設計図縮小版（製本図） | ３部 | Ａ３版 |  |
| 数量調書 | １式 | Ａ４版 | ○ |
| 各種計算書 | １部 | Ａ４版 | ○ |
| 竣工図（製本図） | １部 | Ａ１又はＡ２版 | ○ |
| 竣工図縮小版（製本図） | ３部 | Ａ３版 |  |
| その他必要と認められた資料 | １式 | 別途指定 | ○ |

ウ　進捗管理

業務の工程進捗管理については、監督職員と定期的に連絡をとりながら受注者が主体的に行う。

エ　設計変更の対応

Ａ　発注者が必要と認めた場合、受注者は設計変更を求めることができる。

Ｂ　設計変更の手続及び費用負担については、発注者と受注者が協議の上決定する。

（２）内装工事業務に関する事項

ア　業務全般

Ａ　受注者は、監督職員と随時連絡をとりながら業務を進めること。

Ｂ　関係法令の遵守はもとより、工事関係者及び駅利用者の安全確保、地球環境保全への配慮をすること。

Ｃ　駅利用者及び関係機関より工程等の説明を求められた場合は、説明に必要な資料等の作成、配布、説明会の開催及び運営を行う。

Ｄ　騒音、振動の発生又は粉塵の飛散等に係る対策を行い、鉄道の運行や駅利用者への影響を最小限にすること。

Ｅ　工事施工計画書を作成し、監督職員へ提出すること。

イ　工事

Ａ　工事に必要な各種申請等の手続を工事工程に支障のないように実施し、必要に応じ各種許認可等及び資料の写しを監督職員に提出すること。

Ｂ　工事資機材の搬出入の際は、一般客も利用するエレベーターや階段及びウイングデッキを使用し搬入すること。エレベーターに乗らないものがあれば、駅前広場等からウイングデッキまでクレーン等で上げること。

Ｃ　完了手続後、監督職員による検査を受けること。

ウ　特記事項

Ａ　公共建築工事標準仕様書に準じて実施すること。

Ｂ　関係法令に基づいた設備計画とするとともに耐久性・更新性に配慮したものとすること。

Ｃ　「建築工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関係法令の規定を遵守し施工すること。また、騒音規制法及び、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）の建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用すること。

Ｄ　排ガス対策型建設機械を使用すること。

・対象機種：発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット

・対象規制値：（国土交通省総合政策局）の別表１（１次基準値）

Ｅ　工事中は工事現場の周囲に仮囲い（高さ１．８ 排出ガス対策型建設機械指定要領メートル以上）を設置すること。ただし、刈谷駅改良工事や南北連絡通路改修工事等と同時期の施工のため、常に南北連絡通路の有効幅員が５ｍ以上確保されるように関係者と調整すること。

（３）遵守すべき法令・基準等

ア　法令等

Ａ　民法

Ｂ　商法

Ｃ　建築基準法

Ｄ　建設業法

Ｅ　消防法

Ｆ　屋外広告物法

Ｇ　都市計画法

Ｈ　計量法

Ｉ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

Ｊ　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

Ｋ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

Ｌ　建設リサイクル法

Ｍ　エネルギーの使用の合理化に関する法律

Ｎ　人にやさしい街づくりの推進に関する条例

Ｏ　愛知県建築基準法施行条例

Ｐ　刈谷市建築基準法施行細則

Ｑ　その他関係法令

イ　基準等

Ａ　建築構造設計基準の資料

Ｂ　公共建築工事標準仕様書（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、解体工事）

Ｃ　公共建築工事積算基準（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）

Ｄ　愛知県建築物環境配慮制度

**６　本仕様に関する問合せ先**

住　所：〒448-8501　愛知県刈谷市東陽町一丁目１番地

事務局：刈谷市役所　都市政策部まちづくり推進課　都市拠点係（刈谷市役所６階）

電　話：0566－62－1022

ＦＡＸ：0566－23－9331

電子メール：machi@city.kariya.lg.jp